



死因究明等推進計画の見直しに係る主な論点案について

(各施策の進捗状況等に関する主な意見を踏まえて)

厚生労働省 医政局医事課

死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

死因究明に関わる人材について（法第10条、第11条関係）

法医学に関わる人材の論点

- 法医の確保に向けてどのような取り組みにしていくべきか。
- 法医以外で法医学に携わる医療職種（例えば臨床検査技師）等の確保・活用についてどのように進めるべきか。
- 教育拠点の整備について

第1回、第2回推進会議でのご意見

法医の確保

法医学に携わる医師育成の確保（家保委員、今村委員、近藤委員、米村委員）

- ✓ 法医学教室の窮状を踏まえて人材育成に係る施策の底上げを検討してもらいたい。
 - ✓ 法医学者数がかかり緊迫した非常に厳しい状況である。これまで以上に抜本的な後継者育成体制の確立も必要である。
- 「緊急医師確保枠」等の活用（今村委員）
- ✓ 法医学を志す人が足りない。今、最も医師で不足しているは法医学者であり、緊急医師確保枠等の活用等の取組に力を入れていくべきである。

法医以外の医療職種等の人材確保・活用

歯学教育における教育内容の充実（柳川〔前〕委員）

- ✓ 法歯科医学教室講座をもっと増やしてもらいたい。

薬学教育における教育内容の充実（久保委員）

- ✓ 薬学教育モデル・コア・カリキュラムに沿った人材育成に係る教育内容を充実してほしい。

各種研修内容の充実（佐藤委員、柳川〔前〕委員、米村委員）

- ✓ 地域における研修内容の均てん化が必要である。
- ✓ 臨床研修のカリキュラムに死因究明の実務を組み込むよう検討してもらいたい。
- ✓ 遠隔地で死亡診断ができるようになっており、また、訪問看護を充実させていくため看護における人材育成に関する取組の検討が必要である。

教育拠点の整備について

教育研究拠点の整備推進（久保委員、柳川〔前〕委員）

- ✓ 法医学、法歯学、薬学における拠点整備を推進するとともに、今後薬学、医学、歯学が連携した中毒に関するような拠点の整備にも取り組んでもらいたい。
- ✓ 歯科所見による身元確認の教育と研究の拠点整備を推進してもらいたい。

地域における死因究明等の体制整備について（法第12条、第14条関係）

地方協議会および死因究明等の体制の論点

- 地域の状況に応じた必要な死因究明等の体制整備に向けて、各地域における議論等を推進するために有効な方策は何か。

第1回、第2回推進会議でのご意見

地方協議会での議論の活性化（家保委員）

- ✓ 地方協議会は令和4年度末で47都道府県全てに設置されているが、県民、国民に認識・理解してもらうためには地方協議会HPの情報公開の充実が必要である。

実施状況に係る地域格差（家保委員、今村委員、近藤委員、沼口委員）

- ✓ 未実施の県も多い承諾解剖数の状況を急激に変えるは難しい。
- ✓ 数が増えていって、限界をもう超えているが、個人的な資質の下にやっているというような状況である。対策を検討することが必要である。
- ✓ 司法解剖と新法解剖がある中で、新たな行政解剖のシステムも含めた解剖制度を考えていく必要がある。
- ✓ 子どもの部検の割合の地域差を解消するための方策については検討課題である。

各地域に見合った体制の整備推進（家保委員、都築委員、野口委員、星委員、米村委員）

- ✓ 死因究明に係る体制に地域差がある。例えば歯科大学、大学歯学部がない地域や教育研究機関がない地域では関係学会や日本歯科医師会が協働・連携して底上げしていくことが必要である。
- ✓ 地域協議会の組織を活性化させるために、今後全国ネットワークの整備等横展開に向けた計画等が必要である。
- ✓ 各自治体の実情により広域連携による対応についても検討するという問題を問題意識として考えてもよいのではないかと。
- ✓ どうすれば全国的に可能になるのか地域の実情に応じた死因究明の仕組みの在り方を検討してもらいたい。
- ✓ 監察医は大都市部では機能し得る一方で地方では機能しづらいものだとも言える。地方の実情に見合った死因究明の仕組みのあり方を検討してもらいたい。
- ✓ 地方協議会は各県でばらばらで、中身も様々なので、できるだけ統一するように、情報をまとめたり各県に提供いただきたい。

各都道府県に「死因究明センター（仮称）」を設置（久保委員）

- ✓ 各都道府県に死因究明の専門的な組織「死因究明センター（仮称）」を設置することが必要である。各地方協議会において議論し、この整備を今期3年間で急ぐべきである。警察取扱死体数が増えていくと検案を受けられない方が出てくる。センターを整備し、まずは検案医を確保することが必要である。

各地域の死因究明等の質の均てん化をどのように進めるかに向けた取組が必要（近藤委員）

- ✓ 死因究明はどこで実施されても基本的には同じ結果となるべきである。死因究明の質の向上・管理等について今後考えていかなばならない。

各地域での議論の
推進

死体検案の実施体制等に関して（法第14条関係）

検案体制の論点

- 今後の更なる死亡数の増加や、在宅での看取りの増加等に対応するため、検案医等の能力向上と確保のために有効な方策は何か。

第1回、第2回推進会議でのご意見

検案医の確保及び 質の向上

検案医の確保（久保委員、近藤委員、佐藤委員）

- ✓ 監察医制度がない都市部の県では検案医の確保は急務である。
- ✓ 今後の懸念は検案医不足で、きちっと体制を整えないと検案の現場が行き届かなくなり滞る。一番今後検討していくことが必要である。
- ✓ 検案医数について、都道府県別（地域別）に何らかの指標を出して経時的に見ていくことが重要である。

在宅死について（久保委員、林委員）

- ✓ 都市部において高齢者の死亡数が急激に増加するなか、在宅死で最終的に見てくれる先生もいない、検案書も直ぐに出せない、看取りも含め今後の対応について、この会議で議論するかどうかは別としてを考える機会があれば。
- ✓ 主治医が看取りの医療で診断できる仕組みができるようになればよいのではないか。

大規模災害時等における検案実施体制の整備（近藤委員、細川委員）

- ✓ 今後パンデミックが起こった場合の死因究明等に係る体制づくりについて何らかの議論を進めていくことが大事である。
- ✓ 大規模災害時等の大量死の死因究明の在り方について考えていかなばならない。

死亡時画像診断の活用について（法第15条関係）

死亡時画像診断の活用の論点

- 死亡時画像診断の活用を更に推進するため、どのような体制作りなどを進めていくべきか。

第1回、第2回推進会議でのご意見

死亡時画像診断の活用

画像診断を行う者の資質の向上（蒲田委員）

✓ 画像診断はかなり熟練を要するが放射線科医が非常に少ない状況にあるため、読影できる環境整備を全国的に行ってほしい。

画像診断に係る撮影、読影方法の基準設定（統一化）（蒲田委員）

✓ 死亡時画像診断の推進には遠隔画像診断の利用を広めて、ばらばらとなっている撮影方法を統一化を進めていく必要がある。

死亡時画像診断の医学的評価と解剖所見との検証（家保委員、近藤委員、米村委員）

✓ 都道府県警察における死体取扱状況を踏まえ、今後公衆衛生学的な観点を含めて死因究明を進める上で、死亡時画像診断等をどのように位置づけて総合的に評価していくのか整理する必要がある。

✓ 法医学教室のキャパシティーがない中で、解剖以外の方法で死因究明のクオリティを上げていくことも大事で、死亡時画像診断、AIを活用することで取りこぼしがなく、必要なものを解剖にすると両方をうまく実現できる仕組みを考えていく必要がある。

✓ これまでは個々の死後CT、薬物分析、解剖等それぞれの施設や人数を充実させる形で取り組んできたが、それらを有機的に融合し、いろいろな検査等の精度を検討していくことも必要

身元確認における歯科診療情報の活用について（法第16条関係）

歯科情報活用の論点

- 身元確認における歯科情報の利活用に向けて、進めるべき方策は何か。

第1回、第2回推進会議でのご意見

身元確認

身元確認のための資機材の整備（柳川〔前〕委員）

- ✓ 歯科所見による身元確認作業用機材の整備や機材をパッケージ化して同じ様式でどこでも行えるような環境をつくっていくことが非常に重要である。

歯科診療情報データベースの構築（都築委員、柳川〔前〕委員）

- ✓ 身元確認に資する歯科情報に係るデータベースの構築には、各歯科医療機関に画像情報データがどれほど保管されているかによりその有用性に大きな影響を与えるが、こちらの取組も並行して進めてもらいたい。
- ✓ 指紋のような身体情報やDNAなどの遺伝情報との連携について検討してもらいたい。
- ✓ 「口腔診査情報標準コード仕様」に係る標準化データ様式は死因究明等に活用しなければならないし、データベースを社会のインフラとして整備するということが重要である。また、歯科データベースは生前にデータベース化しておくことが重要でその活用について国の方針（メッセージ）を発信してほしい。

死因究明で得られた情報の活用等について（法第17条、第18条関係）

情報の活用、管理の論点

- 死因究明等で得られた情報について、公衆衛生の向上、CDRの実施体制の整備等のため、どのような活用や管理を図っていくべきか。

第1回、第2回推進会議でのご意見

解剖、検案等に係る情報のデータベース化等 （久保委員、近藤委員、野口委員）

- ✓ 死亡、解剖、検案、薬物に関するデータベースを作ることは重要である。
- ✓ データベース化に向けた諸課題を整理し取組を進めてもらいたい。
- ✓ データは随分集まってきたし、これからも集積されていくと思うが、死因究明が進んでいるかどうかの観点からデータの分析の作業が必要。

CDRにより得られた結果の活用 （星委員）

- ✓ CDRの結果を刑事司法、児童相談所等の対応にも生かす仕組みづくりを考えてもよいのではないか。

死因究明やCDRに関する個人情報の取扱い （今村委員、久保委員、沼口委員、野口委員、星委員、柳川委員、米村委員）

- ✓ 個人情報保護法との関連で、法律改正をしないと情報提供はできないという状況になったし、実際に今、法律にのっても、ほかの情報となかなか調整が難しいというようなまるで迷宮に入っていくような感じがしている。まずは法律の中で対応する必要があるかどうかということを考えていく場面に来ているのではないかと。
- ✓ 情報の取扱いについては、既に存在する情報関連法制に目配りをする必要があるが、死因究明の領域でどのような情報が難しさを生じさせているのか。それについて関係省庁間で具体的な議論を進めていく必要がある。
- ✓ データベースの整備に関しては、個人情報保護法の基本的な考え方を踏まえつつも、死因究明という観点で一つの基準を設けて引き続き取り組んでいく必要がある。
- ✓ 法律的な整理や整備を進めて、歯科診療情報データベースの情報を活用できる状態に持って行ってもらいたい。
- ✓ 個人情報の問題が障壁となって死因究明が進まないのは本末転倒であってぜひこの点はクリアしていかなければならない課題である。
- ✓ 法律の問題とは別の問題があり、そこを含めて今後検討が必要である。
- ✓ 個人情報保護法の改正や研究倫理指針の改定によって、法医学会としてCDRに対する情報提供が難しくなったということが現状である。CDRに対する情報提供に関しては、対応を検討しないといけない。
- ✓ 死因身元調査法に基づく調査結果の通報と個人情報保護法の考え方について整理ができないか。
- ✓ 司法解剖結果を公益に生かすための条件というものがあるが何か考えていくことができないか。

死亡診断書と死体検案書に分類した集計の在り方 （今村委員、細川委員）

- ✓ 在宅死が増えているなか、検視したのか看取られて亡くなったかの実態が、はっきりわからない。今後在宅死に係る対応をどのようにするのか検討するには、現状分析するうえで集計・中身を公表してもらいたい。
- ✓ 在宅死における対応に関して、死亡診断書と死体検案書の在り方・すみ分けを検討してみてもどうか。

死因究明で得られた情報の利活用

計画全体に関わる事項について

計画全体の論点

- 公衆衛生の向上を目的とした解剖に関する体制整備等はどのように進めていくべきか。
- 目指すべき水準についてどのように考えるか。

死因究明等推進基本法第19条第2項

死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項
- 2 死因究明等に関し講ずべき施策

死因究明等の到達すべき水準（計画本文）

- i. 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。
- ii. 必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。
- iii. 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。iv) 死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

なお、今後、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態把握を行い、これらの到達すべき水準を満たすために必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。

死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（基本法12条関係）

厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。

検討規定（附則第2条関係）

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。